

め積極的な投資が進まない。

農村へのインフラ整備には、こういったラグ（時の遅れ）や外部性が顕著でないため、投資が盛んになるという側面がある。現在の中国に見られるような、高速道路が整備されているが、その脇には施設の貧弱な小学校や農業普及所があるといった風景が端的にそれを物語っている。

投資効率が最も高い研究投資を例に部分均衡モデルを用いて投資効率を分析してみる。1993～2000年の江蘇省を対象に線形計画法によるコスト分析を行い、理想的投資効果と現実の効果の差を求めると外部流失収益は82.7%となった。このようにして、農業の研究投資が少なくなる原因には、中国の経済体制上、公共財と私的材の区分が明確でないこと、中央政府と地方政府での資源配分が合理的になされていないこと、社会福祉上の問題が存在することがあげられている。

（文責 會田陽久）

【農村活性化プロジェクト】
特別研究会報告要旨（2003年2月17日）

戦後日本の女性農業者の地位

（昭和女子大学短期大学部）天野 寛子

本報告では、生活経営学の視点から、女性農業者の生活における地位を考察する。

戦後、いわゆる生活水準は向上したが、女性の地位は依然として変わらない。女性の地位の向上なくして生活水準が向上したと言えるだろうか。農村の生活習慣は依然としてジェンダーに支配されている。生活改善普及事業は「新しい生活文化の創造」を目指したのではなかったか。「男女平等」の生活文化が含まれなかったのではないか。

生活経営学には、家政学、家庭経営学の研究を通して、生産、再生産活動を統一して捉

えてきた蓄積がある。本報告で用いた生活時間研究においても、経済学、労働科学で捉えられる個々人の生活時間分析に対し、家庭生活の構成員として家族関係の中で捉え、夫妻の比較、生産労働と家事労働、生産と再生産時間の関係把握を行ってきた。

そこには、家庭生活の健全度を測るという目的があり、その指標には時代の価値観が反映される。特に「性別役割分業」家庭について「健全」か否かが議論の対象となった。

日本農業新聞の読者投稿欄「女の階段」には、戦後何年経っても、憲法が女性に保障した権利・義務の守られていない実態が垣間見える。生活改善普及事業は、このような「伝承性を内包した生活様式の全過程」である生活文化の改善を目指したのではなかったのか。1990年代以前、農政は生活を基本的には性別役割分業観で捉え、イエの縛りから出られなかった。女性には、家計、生活技術、生活の合理化、シャドウワークとしての農業労働力を求めた。女性は夫に従うものであり、夫と対立することなく操縦することが求められた。

生活を統一して見ることは、生活を24時間見ることであり、生産、再生産労働、そこには、身体等生理的な再生産に加え、社会・文化等精神的な再生産も含まれ、生活改善には、経営も含めたこれら全部が関わる。

生活時間からみた日本人夫妻の生活様式（生産・再生産時間のバランス、家族の生活時間）をみると、支払われる労働、より高額に支払われる労働への従事時間は男性が長い。逆に女性は、支払われない労働、より低額労働への従事時間が長い。女性の方が全労働時間も長く、よく働いている。雇用労働者と女性農業従事者を比較すると、女性農業者には報酬がなく、夫の協力の程度が低く、周囲の支援が得られにくい状況にある。

女性農業者の地位向上のために獲得すべき目標は、労働に対する正当な報酬、労働する個人としての納税、農業・生活経営への平等な参画、農業・家事・介護労働への平等な関わり、地域社会の一員としての社会参画の五つである。しかし、このような女性の地位向

上に関わる指標はあるのか。そのような指標はなく、女性の全労働時間の長さを解決する指標もない。

生活改善運動から地域に影響のある、実力もあるスーパーウーマンが育成されているが、権利意識、人権意識が育っていない。そこには、根強い性別分業意識、トラブル回避、目先の効果、普遍的課題の分離、生活水準の向上等の現実だけでなく、男性意識を変える政策を展開できず、男女平等の生活像を共有できなかった行政の問題もあった。

現在、家族経営協定が推進され、男女間賃金格差解消のための研究会が設けられ、税制・社会保障制度改革が検討され、男女平等認識が浸透する中、バックラッシュも見られる。農水省では「生活改善課」が1990年に「婦人・生活課」となり、2000年には「女性・就農課」「普及課」となり、「生活」の文字が消えた。普及員・専門技術員を合体させた専門員制度が敷かれ、その数の減少が囁かれる中、女性農業者は、必要な支援を何処からどのように得るのだろうか。

(文責 中道仁美)

【循環利用プロジェクト】
特別研究会報告要旨(2003年2月18日)

中国における生態環境と調和した 農業発展の模索について

(中国農業部農村経済研究中心) 劉 光明

1. 中国における農業環境政策の位置づけ

資源、制度、社会的な要求そして農産物の需給状況を背景として、現段階の中国における農業環境政策の位置づけを試みる。

2. 基本農業政策と農業環境政策との調和

基本政策である「農村と都市との均衡の取れた発展」という中長期社会発展政策および「農業構造調整政策」という農業基本政策との

調和を基本において、代表的な農業環境政策の一つである「退耕還林(草)」政策の分析を行う。

3. 現行政策の限界と課題

農業環境政策に示される農業政策およびその施行方法の変化、農業環境政策の抱える問題について検討を試みる。

【農村活性化プロジェクト】
特別研究会報告要旨(2003年2月19日)

日本の有機農業をめぐる法と政策

(埼玉大学) 本城 昇

日本の有機農業に対する施策は、表示規制のみが突出し、表示規制以外の施策がほとんど整備されないままの状況にあり、その施策は、総合性を欠いたものとなっている。日本の有機農業の発展は、EUと比べて遅れているが、それは、こうした政策状況が関係している。

日本の農業を農薬・化学肥料多投型に変えた一因は、消費者側が圃場の自然条件や地域自給を配慮しない食生活の便利さを享受してきたことにある。農産物の生産者と消費者は、取引によって結ばれているが、相手方の立場を考慮していないという断絶があり、分断されている。消費者側の前記行動は、そうした分断のあらわれである。農薬・化学肥料の使用から脱却し、有機農業の発展を図ろうとするためには、消費者側の協力を得て、この分断を改善しようとする必要がある。すでに、環境政策の分野では、廃棄物問題に典型的に見られるように、最早、関係する当事者のうち一部の当事者だけに責任を担わせるのではなく、関係する全当事者が役割を分担し、連携・協力するパートナーシップの形成が必要であるとされている。この環境問題における構図は、正に有機農業政策の分野にも